

平成31年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 平成31年4月12日（金）

午後4時～

場 所 遊佐町防災センター 2階 会議室

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針について

(2) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
那須 栄一	教育長
渡邊 宗谷	教育委員・第一教育長職務代理者
石川 茂穎	教育委員・第二教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員

説明調整員

堀 修	総務課長
高橋 務	企画課長

事務局

高橋 善之	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼文化係長
後藤 夕貴	教育課長補佐兼社会教育係長
鳥海 広行	教育課長補佐兼総務学事係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聞くことができる。

2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

【根拠条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針

平成31年4月12日
遊佐町教育委員会

平成31年3月6日に遊佐町立学校適正整備審議会から、「遊佐町立小学校適正整備」に関する最終答申がなされました。遊佐町教育委員会は同審議会の答申を踏まえ、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を下記のとおり定めます。

記

1. 遊佐町立小学校に関する基本的な考え方

- (1) 遊佐町立小学校においては、各学年が2~3学級規模となるよう1校に統合し、2023(平成35)年4月1日に新小学校を開校する。
- (2) 新小学校の設置場所は、遊佐町吉出字和田13番地(現遊佐小学校)とする。
- (3) 新小学校の開校までの間、複式学級設置校の学校運営に対し必要な支援策を講じる。

2. 新小学校の整備に関する具体的な考え方

- (1) 新小学校開校に向けて「(仮称)遊佐町立小学校新校開校準備委員会」を設立し、具体的な整備のあり方を協議する。その結果を踏まえて、遊佐町教育委員会において、具体的な整備のあり方を決定する。
- (2) 「(仮称)遊佐町立小学校新校開校準備委員会」においては、以下の事項について協議する。
 - ① 地域とともにある学校(コミュニティ・スクール)としての教育計画の整備
 - 社会に開かれた教育課程の編成等
 - ② 学校運営支援体制の整備
 - 特別支援教育支援員、教育相談員の配置等
 - ③ 校舎・校地環境の整備
 - 教室の確保、駐車場の確保等

- ④ 通学の安全の確保
 - スクールバスの適正配備等
- ⑤ 新小学校のシンボルとなるソフト面の決定と整備
 - 校名、校歌、校章、校旗、運動着等
- ⑥ 関係団体の整理と設置
 - P T A、教育後援組織、同窓会等
- ⑦ 放課後の居場所の確保等、児童の安全・安心環境の充実
 - 放課後子ども教室、放課後児童クラブ、見守り隊等
- ⑧ 空き校舎の利活用に向けた提言
- ⑨ 上記に属さない事項についても、必要に応じて協議を行うものとする。

《参考》

「(仮称) 遊佐町立小学校新校開校準備委員会」設立までの主なスケジュール

H31. 4. 12 (金)	教育委員会による基本方針の決定
4. 23 (火)	議会全員協議会に決定内容の説明
5. 中旬	町民説明会（生涯学習センター）
5. 15 (水)	決定内容の全戸配布 パブリックコメント募集開始（5/31まで）
6. 中旬	設立準備会の開催（6/16 町議選後）
7. 1 (月)	議会全員協議会に準備委員会設立の説明
7. 上旬	「(仮称) 新小学校開校準備委員会」設立総会
7. 31 まで	各部会の開催（第1回目）
8. 1 (木)	準備委員会設立の広報記事掲載